

文化財指定された行政文書

三重県行政文書の県有形文化財指定

服部 久士

三重県生活・文化部

1. はじめに

三重県教育委員会は、三重県文化財保護審議会からの答申を受け、平成22年3月11日に「三重県行政文書」11,643点を県指定有形文化財（歴史資料）として指定した。

今回指定された「三重県行政文書」は、行政文書等7,301点と絵図・地図類4,342点からなる。三重県生活・文化部が管理者であり文化振興室県史編さんグループの書庫で保管している。

指定理由として、現三重県成立（明治9年）以前の度会府や旧県の文書・絵図類を引き継いだものが多く残されており、近代社会の揺籃期ともいえる時期の地方の実情を知る上で貴重な資料である点や三重県成立以降の文書は、行政の成熟を反映して文書も多様化するが、近代社会確立期の地方の実情を知る上で貴重であるとしている。

さらに、絵図・地図類については、国絵図、村絵図を始め、地籍地図、河川、海岸、道路、境界図等多様であり、県から引き継いだものと三重県成立後に作成されたものに大別できる。

これらの行政文書や絵図類は、すでに各地方自治体史等の叙述に活用され、一部は「三重県史」資料編近代に翻刻されており、三重県近代史を語る上で必要不可欠なものである

服部 久士（はっとり ひさし）

三重県生活・文化部文化振興室県史編さんグループ副室長。平成20年度から現職。

とし、特に地租改正反対一揆関係文書や、全県にわたる地籍地図は全国的に著名なものとなっていることをあげている。

今回指定の11,643点は、三重県が発行した『三重県庁所蔵明治期文書目録』と『三重県庁所蔵絵図類目録』に大部分が掲載されている。旧県や旧度会府の資料も含めて明治期のものが1万点余と大部分を占める。

都道府県行政文書の国あるいは都道府県の一括指定としては、全国で8番目となる。

2. 保存に至る経緯

今回の資料群がどのような経緯で保存されてきたかは、前述の『三重県庁所蔵明治期文書目録』のあとがきに記載されている。現在の県庁舎は、昭和39年（1964）に建設されたが、それ以前の旧県庁舎（博物館明治村に移築：重要文化財）があった敷地の南西隅に倉庫があり、古い文書が多数保存されていたという。火災や第二次世界大戦の戦禍にもあわず、この倉庫は残った。戦後の県庁舎配置図には「文書課倉庫」と記載されている。指定文化財の中に明治25年の『県庁内土蔵新築瓦方仕様書』があるが、文書課倉庫の新築時のものと考えられている。社寺兵事課の「神社誌」や「国宝修理書」などの公文書類は県神社庁に移管されたり、終戦直後に処分されたりしたものもあるというが、多くの公文書等が文書課倉庫に保管されていた。

新県庁舎竣工とともに、文書課倉庫の公文書等は新県庁舎地階の書庫に移され、旧庁舎

の文書課倉庫であった土蔵は解体された。

戦後の文書保存担当課は「広報連絡課」「庶務課」「総務課」を経て、昭和41年度から「学事文書課」となり平成6年度まで続いた。この学事文書課時代の昭和54年に、県庁地階書庫の奥にあった「重要資料書庫」で保管されていた公文書等を整理し、『古文書保存台帳』が作成された。この台帳を作成した際のラベル番号が、明治期文書目録や絵図類目録の番号として基本的に踏襲されている。

昭和59年度に県史編さん事業が開始されると、これらの公文書類は、県史編さん室で保管されることになり、県庁地階から旧県会議事堂（旧津保健所、県民サービスセンターを経て、現在の県栄町庁舎）の地へ移動した。

一方、前述の両目録には、ラベル番号に「L」を冠したものがある。移管された時期や理由は不明であるが、昭和36年以前に文書課書庫から県立図書館に移されていた公文書類である。一部は洋装で再製本されている。ほとんどが未整備であったことと県庁地階の重要資料書庫の公文書等と一括文書としてとらえる必要があることから、平成2年に県立図書館から県史編さん室に移管された。

3. 行政文書の特徴

明治期文書目録では、内容から 布告・布達等、藩・府・県・郡役所・町村制実施に関わる文書等、地理・土木・交通・測量・財政等の文書、勸業博覧会・共進会・品評会等に関わる文書、地租改正反対一揆に関わる文書、史誌・史稿・地誌・統計・国宝・天然記念物に関わる文書、神社・寺院、宇治・山田町に関わる文書、戸籍表や家禄・士族・復禄復族に関わる文書、その他、行幸啓・大札、警察報、教育・学校に関わる文書に大別している。

このうち、地租改正反対一揆に関するものは、国への報告や連絡文書、鎮撫状況、罹災・被害状況、取調関係の簿冊が223点ある。三

重県を中心とする東海地方と茨城県、堺県で起こった一揆で、明治政府が地租率を2.5%に引き下げたことは教科書等でも取り上げられているが、当時の三重県内の一揆の顛末が生々しく読み取れる資料群である。



行政文書（地租改正反対一揆関係文書）

また、勸業博覧会、共進会関係の簿冊は130点ある。仏国博覧会関係書類、第1回から第3回国内勸業博覧会の指令書・解説・出品目録・往復文書綴、水産博覧会出品解説書、共進会出品調などの簿冊があり、出品に関してもかなり詳細な情報が含まれている。明治期の三重県内の産業の実態を知る上で貴重な資料と言える。また、国が作成しようとした解説書に対して県がどのような対応をしたか、出品人との交渉や奨励業務の状況などについても知ることができる。

4. 絵図・地図類の特徴

絵図類目録では、国絵図・県郡域図、町村図、地籍図、地籍図縮図、国・県・郡界、街道・道路図、鉄道線路図、河川図、その他、学校図、寺院図、神宮図、陵墓・古墳図などというように内容に応じて分類している。

現在は、利用の便を図るために『古文書保存台帳』のラベル番号とは別に、上記の分類ごとにA～Tの頭文字（Lを除く）と分類ごとの通し番号をつけている。

近世の絵図は83点あり、伊勢国や伊賀国の国絵図、山田奉行所屋敷図、外宮御宮地図、

鳥羽城絵図などがある。また、御城内御建物作事覚には、津城の隅櫓や門などの平面図や立面図が含まれ、近年、津城の建築物の構造を明らかにできるものとして脚光をあびた。

明治期の地図類では、明治17年～22年にかけて各町村ごとに作成された縮尺6,000分の1の地籍地図が1,364点ある。当時の県内の町村数が約1,800であり、4分の3に相当する。なお、明治16年12月に三重県令がこの地籍地図の作成を命じた郡役所・戸長役場宛の文書が残っている。このほか、2万分の1に縮小した地籍地図の縮図が1,500点余残されている。

5. 指定文書の保存・管理について

「三重県行政文書」は、平成11年・12年度の緊急雇用対策事業で目録データの入力や表紙や紐の養生、中性紙封筒や中性紙保存箱へ入れ替え作業が行われた。



絵図・地図類 (地籍地図)

また、平成21年度からの緊急雇用創出事業で明治期県庁文書のマイクロ撮影と複製本の作成を進めている。

さらに、絵図・地図類については、資料のデータベース作成としてデジタル写真撮影を行い、将来の公開に向けて活用が可能となるように整備を進めている。

「三重県行政文書」を含む県史収集資料は、平成26年に開館を予定している公文書館機能を一体化した新県立博物館へ移管することになっている。この6月から造成工事が始まり、

建設に向けて動き出した。「三重県行政文書」は、新博物館の収蔵庫で保管され、資料閲覧室において利用に供されることになる。これまで以上に保存環境が良くなり、展示・閲覧などの公開・活用の機会が広がるものと期待できる。

6. 今後の課題と歴史資料としての保存

これらの指定資料は、かつての重要資料書庫にあった文書や絵図・地図類を一括したものであるが、県史編さんグループでは、この他にも財政課等から引き継いだ明治期や大正期の文書を保管している。まだ、未整備の状況であり、各室や出先機関等に手元保管として残る戦前の文書等を収集・整理していくことが課題である。

今後は、新博物館への移管に向けた準備と公開に向けた整備を進めることになる。マイクロフィルムによる撮影と複製本の作成を順次進めているが、「三重県行政文書」につい



保存箱に収納された行政文書の所蔵状況

ては、指定後も引き続き特別閲覧申請により公開に応じている。目録はホームページで閲覧することができる。

なお、今回の県指定を記念して、22年11月初旬には県立図書館での特別展示と生涯学習センターでの講演会の開催を予定している。

今回の指定が、歴史的な公文書の保存と公開への一層の理解と関心を高める契機となることを願いたい。

参考文献

1. 三重県史資料調査報告書18 『三重県庁所蔵明治期文書目録』2003年3月 三重県生活部
2. 三重県史資料調査報告書 別冊『三重県庁所蔵絵図類目録』1993年3月 三重県総務部学事文書課
3. 三重県史資料調査報告書21 『明治前期博覧会出品一覧』2006年3月 三重県生活部